

(別紙)

ブライザ株式会社



返戻金について

当社の紹介により採用された求職者が、当人の責めに起因する事由により入社日より3ヶ月に達しない期間に退職したときは、当社はその期間に応じ、以下の割合(当人の入社日からの期間)で、支払われた報酬を返還するものとします。ただし、報酬の支払い期日が未到来の場合、以下の割合に応じた減額をし、報酬をお支払い頂きます。

1ヶ月未満	50%
3ヶ月未満	25%

なお、当人が入社後、もっぱら会社の事由に起因する退職、解雇、死亡、業務を継続しがたい病気、怪我等、不測の事態による退職の場合、上記の報酬返還は適用されません。